（前のページより続き）

○道路に関する件
（**中部地方整備局**六九～七五）　四九
○道路に関する件
（**近畿地方整備局**五八、五九）　五〇
○都市計画に関する件（**同**六〇～六二）　五〇
○道路に関する件
（**中国地方整備局**六七～八〇）　五一
○道路に関する件
（**四国地方整備局**三九、四〇）　五三
○都市計画に関する件（**同**四一）　五三
○道路に関する件
（**九州地方整備局**七七～八〇）　五四
○都市計画に関する件（**同**八一～八五）　五四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（**北海道開発局**五六）　五四

〔官庁報告〕

官庁事項
平成二十六年度輸入食品監視指導計画の公表について（厚生労働省）　五五
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について
（農林水産省）　五五
平成二十六年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために独立行政法人水産総合研究センターが実施すべき人工ふ化放流に関する計画（同）　五六
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　五六
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　五六
公聴会
成田国際空港について指定した空港の範囲の変更に関する公聴会
（国土交通省）　五六

〔公　告〕

諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　六六
特殊法人等
独立行政法人国立美術館寄託作品受託証書紛失に伴う証書の無効、個人型年金規約の一部を変更する規約、東日本高速道路株式会社工事完了、中日本高速道路株式会社工事完了・一部完了、西日本高速道路株式会社工事完了・一部完了、阪神高速道路株式会社工事完了関係　八六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　八六
会社その他
会社決算公告　八六～九一

省　令

○財務省令第十四号

株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）第三十七条の規定に基づき、株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月二十八日　　財務大臣　麻生　太郎

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令の一部を改正する省令

株式会社国際協力銀行の会計に関する省令（平成二十四年財務省令第十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第3号様式の表を次のように改める。

（単位：百万円）

	株主資本									評価・換算差額等				純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計						
						××積立金	繰越利益剰余金							
当期首残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××		××
当期変動額														
新株の発行	××	××		××					××					
準備金繰入					××		△××							
国庫納付							△×××	△×××	△×××					△×××
当期純利益							××	××	××					××
・・・														
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										××	××	××		××
当期変動額合計	××	××	—	××	××	—	××	××	××	××	××	××		××
当期末残高	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××	××		××